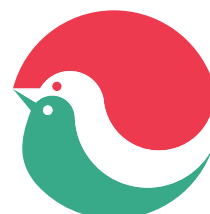


TAKKEN KAGOSHIMA

2025

No.196



CONTENTS

理事会・幹事会、合同会議報告	2	会員データ、ホームページ情報	12
統計情報	3～5	支部だより	13～18
法令情報	6～8	主な会務報告	18
研修会、開業支援セミナー等報告	8～10	新入会員・退会会員・各種お知らせ	19
お知らせ	11		

(公社) 鹿児島県宅地建物取引業協会

令和6年度 第5回通常理事会及び第5回幹事会

2月13日（木）宅建協会6階研修ホールにおいて、宅建協会理事会及び保証協会鹿児島本部幹事会が開催されました。

●宅建協会通常理事会（出席理事30名、出席監事5名）

鹿児島県固定資産評価審議会委員及び南さつま市空家等対策協議会委員の推薦、不動産コンサルティング地域ワーキンググループ登録、各種会議等のデジタル化、公益認定法改正について報告がありました。

その後、3件の議案が協議され、いずれも賛成多数により可決承認されました。

第1号議案 令和7年度事業計画承認に関する件

第2号議案 令和7年度収支予算承認に関する件

第3号議案 令和7年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認に関する件

●保証協会鹿児島本部幹事会（出席幹事30名、出席監事4名）

2件の議案が協議され、いずれも賛成多数により可決承認されました。

第1号議案 令和7年度事業実施計画承認に関する件

第2号議案 令和7年度収支予算承認に関する件



三役・部長・委員長・支部長合同会議

1月16日（木）宅建協会6階研修ホールにおいて、三役・部長・委員長・支部長合同会議が開催され、令和7年度予算編成のため、それぞれの事業計画及び予算について、意見交換が行われました。



建築動態統計調査（住宅着工統計「着工新設住宅の推移」）

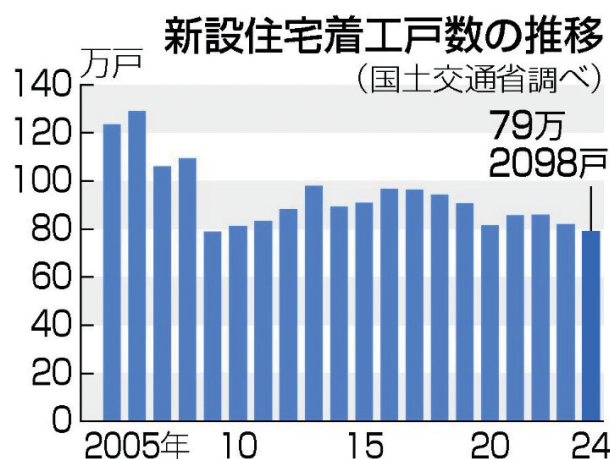
国土交通省が1月31日発表した令和6年の新設住宅着工戸数は、前年比3.4%減の792,098戸と、2年連続で前年を下回りました。

資材価格高騰などを背景に、消費マインド低下が続き、持ち家、貸家、分譲戸建てのいずれもマイナスとなりました。

「持ち家」が2.8%減の218,132戸と3年連続のマイナス。下げ幅は縮小したものの、建設費高騰の影響が続きました。「貸家」は0.5%減の342,044戸と2年連続のマイナスとなりました。

「分譲住宅」は8.5%減の225,309戸で2年連続のマイナス。このうち戸建ては11.7%減。マンションは5.1%減となりました。

鹿児島県は、前年比11.2%減の8,127戸で3年連続のマイナスとなりました。



参考：国土交通省統計データ（単位：戸）

年		総 数	持 家	貸 家	社宅等	分 譲	うちマンション	うち一戸建
令和2年	全 国	815,340	261,088	306,753	7,231	240,268	107,884	130,753
	九 州	79,159	28,867	33,620	397	16,275	6,264	9,969
	鹿児島	8,681	4,236	2,898	90	1,457	362	1,086
令和3年	全 国	856,484	285,575	321,376	5,589	243,944	101,292	141,094
	九 州	87,784	31,700	34,913	489	20,682	9,063	11,590
	鹿児島	9,963	4,760	3,190	107	1,906	716	1,190
令和4年	全 国	859,529	253,287	345,080	5,675	255,487	108,198	145,992
	九 州	88,814	27,721	38,913	749	21,431	8,693	12,697
	鹿児島	9,749	4,087	3,260	194	2,208	920	1,288
令和5年	全 国	819,623	224,352	343,894	5,078	246,299	107,879	137,286
	九 州	85,802	24,838	39,605	824	20,535	8,435	12,090
	鹿児島	9,147	3,664	3,175	399	1,909	597	1,312
令和6年	全 国	792,098	218,132	342,044	6,613	225,309	102,427	121,191
	九 州	80,626	23,649	37,578	1,611	17,788	7,384	10,341
	鹿児島	8,127	3,419	2,824	160	1,724	679	1,036

持家：建築主が自分で居住する目的で建築する住宅（注文住宅など）

貸家：建築主が賃貸する目的で建築する住宅（賃貸マンションやアパートなど）

社宅等：会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築する住宅

分譲：建て売り又は分譲の目的で建築する住宅

九州：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

鹿児島県推計人口調査結果（抜粋）

令和6年10月1日現在 鹿児島県統計課

○鹿児島県の推計人口は1,531,712人で、令和5年10月からの1年間に16,972人減少している。
○前年と比べ、年齢3区分別の全ての人口が減少（15歳未満の年少人口が5,520人減少、15～64歳の生産年齢人口が11,011人減少、65歳以上の老年人口が441人減少）し、老年人口の割合が増加している。

	人口			15歳未満		15～64歳		65歳以上	
	総人口	男	女	人口	割合	人口	割合	人口	割合
鹿児島県	1,531,712	724,330	807,382	189,473	12.7	785,911	52.9	511,538	34.4
鹿児島市	583,061	271,678	311,383	71,728	13.2	308,535	56.6	165,192	30.3
鹿屋市	97,574	46,751	50,823	13,979	14.5	51,880	54.0	30,265	31.5
枕崎市	18,419	8,439	9,980	1,695	9.2	8,620	46.9	8,052	43.8
阿久根市	17,584	8,292	9,292	1,709	9.8	8,032	45.9	7,767	44.4
出水市	50,402	23,632	26,770	6,302	12.7	25,870	52.0	17,569	35.3
指宿市	36,490	17,041	19,449	3,961	10.9	16,957	46.6	15,454	42.5
西之表市	13,851	6,738	7,113	1,550	11.2	6,792	49.1	5,503	39.7
垂水市	12,465	5,837	6,628	994	8.1	5,561	45.2	5,741	46.7
薩摩川内市	89,427	43,562	45,865	11,715	13.2	47,407	53.5	29,538	33.3
日置市	45,573	21,472	24,101	5,692	12.5	22,838	50.2	16,973	37.3
曾於市	30,670	14,317	16,353	3,235	10.6	13,877	45.3	13,518	44.1
霧島市	121,379	58,402	62,977	16,532	13.9	67,458	56.6	35,217	29.5
いちき串木野市	26,001	12,153	13,848	2,729	10.5	13,090	50.4	10,136	39.1
南さつま市	30,613	14,213	16,400	3,320	11.0	14,119	46.9	12,657	42.1
志布志市	27,381	13,101	14,280	3,410	12.6	13,411	49.4	10,339	38.1
奄美市	39,118	18,681	20,437	5,047	12.9	20,255	51.9	13,720	35.2
南九州市	30,344	14,335	16,009	3,184	10.5	14,154	46.7	12,995	42.8
伊佐市	22,122	10,267	11,855	2,332	10.6	10,056	45.5	9,691	43.9
姶良市	76,854	36,178	40,676	11,085	14.5	40,690	53.3	24,604	32.2
三島村	355	186	169	79	22.3	182	51.3	94	26.5
十島村	732	426	306	130	17.8	408	55.7	194	26.5
さつま町	18,334	8,606	9,728	1,793	9.8	8,445	46.2	8,052	44.0
長島町	8,897	4,326	4,571	1,237	13.9	4,159	46.8	3,493	39.3
湧水町	8,414	4,131	4,283	769	9.1	3,708	44.1	3,935	46.8
大崎町	11,531	5,519	6,012	1,286	11.2	5,433	47.2	4,795	41.6
東串良町	6,077	2,876	3,201	802	13.2	2,991	49.3	2,278	37.5
錦江町	5,948	2,828	3,120	509	8.6	2,453	41.2	2,985	50.2
南大隅町	5,600	2,719	2,881	465	8.3	2,244	40.1	2,891	51.6
肝付町	12,940	6,407	6,533	1,434	11.1	5,850	45.2	5,656	43.7
中種子町	6,865	3,277	3,588	791	11.5	3,204	46.7	2,867	41.8
南種子町	5,091	2,571	2,520	670	13.2	2,448	48.1	1,967	38.7
屋久島町	11,103	5,460	5,643	1,347	12.1	5,462	49.2	4,284	38.6
大和村	1,316	672	644	154	11.7	606	46.1	555	42.2
宇検村	1,521	744	777	182	12.0	637	41.9	702	46.2
瀬戸内町	7,846	3,926	3,920	921	11.8	3,638	46.5	3,262	41.7
龍郷町	5,800	2,792	3,008	891	15.4	2,949	50.9	1,957	33.8
喜界町	6,073	2,981	3,092	687	11.4	2,710	44.8	2,652	43.8
徳之島町	9,454	4,672	4,782	1,396	14.8	4,677	49.5	3,381	35.8
天城町	5,145	2,613	2,532	704	13.7	2,411	46.9	2,030	39.5
伊仙町	5,720	2,823	2,897	842	14.7	2,593	45.3	2,285	39.9
和泊町	5,806	2,903	2,903	774	13.3	2,781	47.9	2,251	38.8
知名町	5,335	2,658	2,677	702	13.3	2,433	46.0	2,156	40.7
与論町	4,972	2,413	2,559	709	14.3	2,391	48.1	1,872	37.7

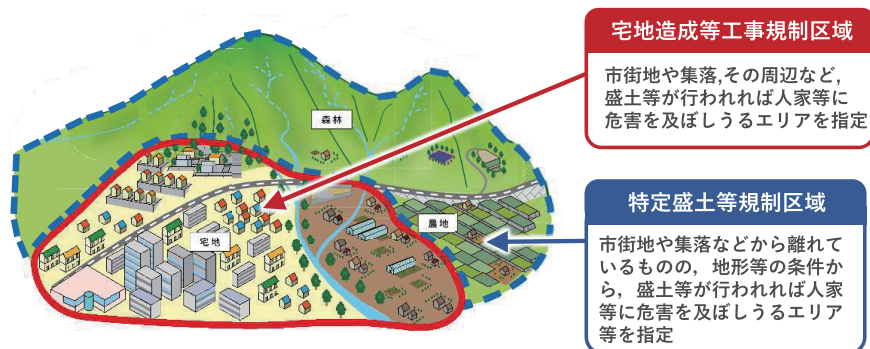
※総人口には年齢不詳を含むため、年齢別人口の合計とは一致しない場合があります。

前年と比較して、人口が増加したのは、龍郷町（26人増）の1町です。世帯数が増加したのは13市町です。（R6.10.1の太字が前年比で増加した市町村です）

	H26.10.1		R1.10.1		R5.10.1		R6.10.1	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
鹿児島県	1,661,725	726,468	1,601,711	728,981	1,548,684	731,515	1,531,712	731,098
鹿児島市	602,111	269,303	595,319	276,581	587,049	284,721	583,061	285,840
鹿屋市	103,950	44,953	101,757	45,736	98,594	46,269	97,574	46,303
枕崎市	22,406	10,180	20,447	9,746	18,842	9,207	18,419	9,133
阿久根市	21,558	9,362	19,461	8,841	17,961	8,334	17,584	8,231
出水市	54,247	22,592	52,239	22,505	50,756	22,963	50,402	23,151
指宿市	42,438	18,681	39,274	17,957	37,159	17,375	36,490	17,264
西之表市	16,196	7,412	14,980	7,232	14,053	6,962	13,851	7,022
垂水市	15,889	7,080	14,090	6,645	12,749	6,331	12,465	6,306
薩摩川内市	96,704	40,901	93,009	40,927	90,380	41,388	89,427	41,424
日置市	49,595	19,701	47,325	19,586	46,069	19,400	45,573	19,416
曾於市	37,092	16,337	33,669	15,289	31,399	14,834	30,670	14,682
霧島市	126,512	54,339	124,367	55,678	122,442	57,323	121,379	57,700
いちき串木野市	29,756	12,195	27,644	11,965	26,323	11,866	26,001	11,927
南さつま市	36,179	15,671	33,262	14,869	31,134	14,106	30,613	13,986
志布志市	31,875	13,930	29,839	13,576	27,903	12,946	27,381	12,870
奄美市	43,809	19,655	41,744	19,802	39,786	19,417	39,118	19,351
南九州市	36,870	15,470	33,891	14,956	30,973	14,100	30,344	14,003
伊佐市	27,448	12,243	24,827	12,205	22,701	11,460	22,122	10,619
始良市	75,133	31,321	76,359	33,150	76,935	33,973	76,854	34,234
三島村	395	225	384	209	374	211	355	207
十島村	729	417	761	423	737	418	732	417
さつま町	22,815	9,760	20,665	9,425	18,784	8,811	18,334	8,677
長島町	10,546	4,174	9,849	4,160	9,128	3,872	8,897	3,844
湧水町	10,611	4,430	9,475	4,048	8,593	3,973	8,414	3,958
大崎町	13,434	6,136	12,299	5,863	11,728	5,755	11,531	5,723
東串良町	6,608	2,868	6,226	2,668	6,166	2,816	6,077	2,794
錦江町	8,159	3,518	7,081	3,227	6,183	2,935	5,948	2,878
南大隅町	7,741	3,656	6,648	3,316	5,850	2,907	5,600	2,793
肝付町	15,870	7,001	14,495	6,672	13,324	5,985	12,940	5,840
中種子町	8,264	3,818	7,702	3,611	7,082	3,516	6,865	3,456
南種子町	5,793	2,744	5,499	2,693	5,168	2,632	5,091	2,616
屋久島町	13,081	6,170	12,075	5,965	11,316	5,773	11,103	5,777
大和村	1,592	740	1,411	703	1,350	683	1,316	659
宇検村	1,773	878	1,639	802	1,561	766	1,521	720
瀬戸内町	9,190	4,456	8,643	4,398	8,037	4,158	7,846	4,086
龍郷町	5,820	2,411	5,728	2,548	5,774	2,594	5,800	2,638
喜界町	7,368	3,402	6,712	3,203	6,182	3,181	6,073	3,160
徳之島町	11,328	5,036	10,339	4,767	9,688	4,626	9,454	4,550
天城町	6,107	2,666	5,608	2,518	5,239	2,520	5,145	2,525
伊仙町	6,469	2,922	6,055	2,793	5,816	2,748	5,720	2,693
和泊町	6,824	2,925	6,364	2,905	5,963	2,809	5,806	2,788
知名町	6,347	2,736	5,791	2,591	5,480	2,624	5,335	2,609
与論町	5,232	2,053	5,032	2,227	4,979	2,227	4,972	2,228

盛土等には許可が必要になります！

令和5年5月26日に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」に基づき、次の2種類の規制区域について、鹿児島市は令和7年4月1日に指定しました。また、鹿児島県は鹿児島市以外の地域を令和7年5月1日に指定する予定です。



盛土等とは、盛土・切土・土石の仮置きのこと

(例)

- ・宅地造成するための盛土・切土
- ・太陽光発電施設の設置のための盛土・切土
- ・残土処分場における盛土・切土
- ・土石のストックヤードにおける仮置き など

許可・届出対象となる盛土等の規模と手続き

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要となります。

- 技術的基準への適合や工事主の資力・信用・工事施行者の能力について審査を実施
- 許可にあたり、土地の所有者等全員の同意および周辺住民への事前周知を要件化

宅地造成等工事規制区域内で 許可 が必要なもの		
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件 ①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの ②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①,②を除く) ④盛土で高さが 2m超 となるもの(①,③を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)
	土石の堆積 一時的な	要件 ⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの ⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
特定盛土等規制区域で 許可 または 届出 が必要なもの		
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件 ①盛土で高さが 2m超 1m超 の崖を生ずるもの ②切土で高さが 5m超 2m超 の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが 5m超 2m超 の崖を生ずるもの(①,②を除く) ④盛土で高さが 5m超 2m超 となるもの(①,③を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積が 3,000㎡超 500㎡超 となるもの(①～④を除く)
	土石の堆積 一時的な	要件 ⑥最大時に堆積する高さが 5m超 2m超 かつ面積が 1,500㎡超 300㎡超 となるもの ⑦最大時に堆積する面積が 3,000㎡超 500㎡超 となるもの

注意事項

規制区域の指定日時点で、盛土規制法の許可の対象となる工事（盛土・切土や一時的な土石の堆積）を行っている場合は、**指定日から21日以内に工事内容の届出が必要**。

規制開始前に行われた盛土等も含めて、土地所有者等が常に安全な状態に維持する必要があります。

盛土等を行う所在地が鹿児島市内の場合は鹿児島市へ、鹿児島市以外の場合は鹿児島県へ手続きを行う必要があります。詳しくは、それぞれのHP又は下記お問合せ先でご確認ください。

お問合せ先

鹿児島市：建設局都市計画部土地利用調整課
鹿児島県：土木部建築課盛土等規制対策班

TEL：099-216-1383
TEL：099-286-3695

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則等の一部改正

今般、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年12月2日に施行されたことに伴い、申請時に一定年齢に満たない者に公布する個人番号カードについて、本人の写真の表示が不要となるとともに、改正法による健康保険法等の改正により、健康保険証等が廃止され、改正後の健康保険法等の規定に基づき、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者が医療機関等を受診する際の資格確認のための資格確認書の提供が開始されることとなります。

上記に伴い、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（犯罪収益移転防止法施行規則）」及び「犯罪収益移転防止法施行規則及び疑わしい取引の届け出における情報通信の技術の利用に関する規則」の一部についても改正され、令和6年12月2日より施行されました。

本改正により、顔写真のない本人確認書類の対象から健康保険証等が削除され、資格確認書を追加するとともに、同本人確認書類に申請時に一定年齢に満たない者に交付する個人番号カード等を加える等所要の改正が行われます。

なお、改正命令の施行の際、現に交付されている健康保険証等については、下記の期間は引き続き本人確認書類として用いることができる旨の経過措置を設けることとしています。

- 令和7年12月1日までに有効期間が到来する健康保険証等
⇒ 当該有効期間が到来するまで有効なものとして使用可能
- 発行当時、有効期間が令和7年12月2日以降とされていた健康保険証等
⇒ 令和7年12月1日まで有効なものとして使用可能

※ 経過措置期間中に発行済保険証の有効期間が到来した場合や転職・転居等で保険者の異動が生じた場合は、その時点で失効。

「単身入居者の受入れガイド」の一部改正

国土交通省では、「単身入居者の受入れガイド」を作成し、万一の場合の賃貸借契約の終了や残置物の処理に関連する制度等について紹介することにより、大家さんの懸念を払拭し単身入居者の円滑入居の促進に努めています。

また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進及びその居住の安定の確保を一層図るため、令和6年の通常国会において住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）が改正されました。

上記の経緯から今般、住宅セーフティネット法及び高齢者住まい法の改正内容の追加や読みやすさの観点からのレイアウト変更等、ガイドの一部改正が行われ、国土交通省HPで公開されました。

賃貸住宅標準契約書等の一部改訂

国土交通省では、賃貸借契約をめぐる紛争を防止し、借主の居住の安定及び貸主の経営の合理化を図ることを目的に、賃貸借契約書のひな形（モデル）として「賃貸住宅標準契約書」「定期賃貸住宅標準契約書」「サブリース住宅標準契約書」「サブリース住宅定期建物賃貸借標準契約書」（4種類を合わせて「標準契約書等」という。）を作成し、周知・普及に努めています。

この度、標準契約書等の【作成にあたっての注意点】及び【解説コメント】等を一部改訂がありました。なお、この改訂に伴う、全宅連策定の賃貸借契約書式の改定は予定されていません。

鹿児島県「重要事項説明における法令に基づく制限の照会先一覧」

鹿児島県HPに2月28日現在の「重要事項説明における法令に基づく制限の照会先一覧」が掲載されました。

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(生物多様性法)の施行に伴う宅地建物取引業法施行令及び宅建業法解釈・運用の考え方の一部改正

生物多様性法は、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、市町村や企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずることを目的に、4月1日から全面施行されました。

認定連携市町村が認定連携増進活動計画の実施のため必要と認めるときは、土地所有者等と生物多様性維持協定を締結することができ、この協定は、公告のあった後において区域内の土地所有者等となった者に対しても効力があります。協定期間内は土地の利用等が制限されることを踏まえ、宅地建物取引業法施行令及び宅建業法解釈・運用の考え方において、該当する土地等の売買等の際、重要事項として説明を義務付ける改正が行われ、4月1日から施行されました。

宅建協会主催研修会

3月27日（木）川商ホールにおいて、宅建協会主催研修会が開催され、507会員528名が参加されました。当日会場に来られなかった会員の皆様へ、後日ホームページ上に研修動画をアップし、受講していただきました。

研修テーマ・講師

1. 空家問題解決に向けた新たな一手

- ①空家等管理活用支援法人の指定と空家相談専門士の育成による空家ビジネスの推進について
- ②市町村との連携による空家の早期利活用と空家相談専門士による相談体制の構築について

講師：宅建協会空き家等対策推進委員会 牧野幸男委員長

2. 全宅住宅ローン(株)取扱商品のご案内

フラット35、リバース60、買取再販ローン

講師：全宅住宅ローン(株) 九州支店

九州統括長兼支店長 日野雄一郎 氏

3. 宅建ファミリー共済からのご提案 ご入居様の火災保険

講師：(株)宅建ファミリーパートナー九州営業所

エリアマネージャー 西村高広 氏

4. 不動産実務で必須！最近の法令改正等についてのお知らせ

- ①宅地建物取引業者票の様式の変更について
- ②不動産取引の囲い込み規制について
- ③木造戸建ての大規模リフォームが建築確認手続きの対象となる法改正に関係する不動産取引上の注意点
- ④免許申請手続きオンライン申請開始について
- ⑤宅地建物取引業務に関する実務チェックシート
- ⑥盛土規制法の規制開始について

講師：宅建協会研修部 西倉 宏部長



中馬会長の挨拶



牧野委員長



日野支店長



西村エリアマネージャー



西倉部長

新入会員等研修会

2月7日（金）宅建協会6階研修ホールにおいて、新入会員等研修会が開催され、8名の会員が参加されました。

研修内容

- ①「公正取引（広告）について」
講師：公正取引委員会 君野初子委員長
- ②「宅建協会と保証協会の組織と事業について」
「業法上の注意事項について」
講師：研修部 西倉宏部長
- ③ハトサポWeb研修動画
- ④参加者同士名刺交換



君野委員長



西倉部長



開業支援セミナー

2月19日（水）宅建協会6階研修ホールにおいて、不動産業に興味がある方や開業を考えている方を対象に開業支援セミナーが開催され、15名が参加されました。

免許申請手続き、営業開始までの流れ、宅建協会・全宅連・全宅保証の会員支援業務などが説明され、宅建協会会員による開業に関する体験談の講演がありました。

個別相談では、開業に向けた手続き、開業後の営業活動や集客の方法等、熱心に相談されていました。



次回開催予定：令和7年5月21日（水）13時30分～、宅建協会6階研修ホール

会員サポート講習会

2月20日（木）宅建協会6階研修ホールにおいて、会員サポート講習会が開催され、17名の会員が参加されました。

講習内容

- ①かんたんWeb書式作成ツールの使い方（講師：不動産流通部 西野部長）



<内閣府からのお知らせ>

「重要土地等調査法の届出制度」に係るキャラバンについて

2月27日（木）に重要土地等調査法の届出制度に関するキャラバン（周知活動）を実施しました。

重要土地等調査法により、国は、重要施設の敷地の周囲おおむね1,000mの区域内及び国境離島等の区域内の区域を注視区域・特別注視区域として指定し、区域内の土地・建物で機能阻害行為が行われることを防止するため、その利用状況を把握する調査を行っています。

また、特別注視区域内で面積200㎡以上の土地・建物の売買等をする当事者は、あらかじめ内閣府への届出が必要になります。宅地建物取引業者の皆様におかれましては、特別注視区域内における土地・建物の売買等の仲介等を行う際、当事者に対して、この届出義務について重要事項として説明することが必要となりますので、適切にご対応いただけますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。届出様式や記載要領は内閣府ホームページの「届出について」に掲載しておりますのでご確認ください。

「重要土地等調査法の届出制度」に係るキャラバン

- 日 時：2月27日(木)13時～14時30分
- 場 所：鹿児島県宅地建物取引業協会6階研修ホール
- 対 象：鹿児島県宅地建物取引業協会の所属会員
- 実施形式：対面＋オンライン
- 内 容：①取組みの趣旨説明
②業界向け動画の放映
③質疑応答 等



■鹿児島県内で特別注視区域の所在する市町村※令和7年2月時点（キャラバン実施時点）

（区域内の売買等を仲介する際、国への届出が必要な旨を重要事項として説明する必要あり）

鹿屋市、薩摩川内市、奄美市、鹿児島郡十島村、曾於郡大崎町、肝属郡錦江町、肝属郡南大隅町、大島郡大和村、大島郡宇検村、大島郡瀬戸内町、大島郡喜界町、大島郡知名町

※売買等の対象となる土地・建物が上記特別注視区域に含まれるかどうかについては内閣府ホームページをご確認ください。なお、重要土地等調査法に基づく注視区域・特別注視区域図に関し、届出を行う利用者の利便性の向上を目的として、令和6年6月より「重要土地ウェブ地図」（下記QRコード等参照）を公開しておりますのでこの機会にご活用ください。

※届出をしないで土地等売買等契約を締結したとき等の罰則もあります。（第25条～第28条）

■内閣府ホームページで2本の説明動画を公開中

- ①「重要土地等調査法のポイント」は、制度全般を説明した動画です。
- ②「重要土地等調査法の届出制度の概要と届出書の記載方法」は、届出書の記載方法等を説明した動画です（令和7年2月17日に新たに公開）。

内閣府ホームページ

「内閣府 重要土地」
で検索



重要土地ウェブ地図

「内閣府 重要土地
指定区域」で検索



説明動画

「内閣府 重要土地
説明動画」で検索



問い合わせ先

内閣府重要土地等
調査法
コールセンター

電話：0570-001-125
（平日9：30～17：30）

改正建築物省エネ法

3つの改正するルール

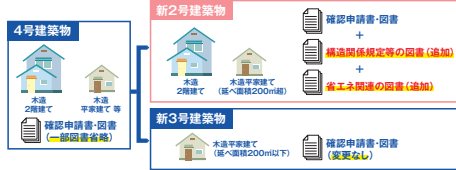
2025年4月以降に工事に着手するものが対象です。

<1つめ> 全ての新築で省エネ基準適合を義務化!

- ① 省エネ適判手続きが必要になります。
- ② 仕様基準で評価する場合は省エネ適判は不要です。

<2つめ> 木造戸建住宅[※]の建築確認手続き等を見直し!

- ① 「建築確認」が必要な対象範囲を拡大します。
- ② 「審査省略」の対象範囲を限定します。
- ③ 構造・省エネ関連の図書等の提出が必要になります。



<3つめ> 木造戸建住宅の壁量計算等を見直し!

➡ 重い屋根・軽い屋根等の区分を廃止

- ・算定式に基づき、壁量および柱の小径を算定
- ・表計算ツール・早見表(試算例)を使用可能

わかりやすい解説動画やテキストはこちら

■解説動画

<https://shoenehou-online.jp/>



建築物省エネ法 オンライン講座

■テキスト

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>



建築物省エネ法 資料ライブラリー

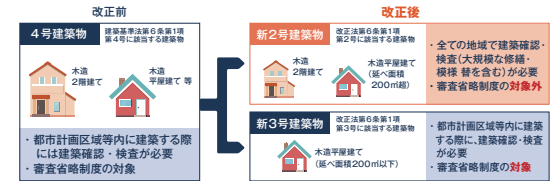
発行：国土交通省 住宅局 参事官(建築企画担当) 付 TEL:03-5253-8111

改正建築基準法による建築確認手続き

木造建築物を建築する場合の建築確認手続きが見直されます

2022(令和4)年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第69号)により、原則として、住宅を含む全ての建築物について、**省エネ基準への適合が義務付けられます。**
同法では、**建築確認・検査対象の見直しや審査省略制度(いわゆる「4号特例」)の縮小**が措置され、建築士・設計者の皆さまが行う建築確認の申請手続き等も変更されます

1 「建築確認・検査」「審査省略制度」の対象範囲が変わります



2 確認申請の際に構造・省エネ関連の図書の提出が必要になります



●今後、建築基準法施行規則において、申請に必要な図書の種類と明示すべき事項を規定する予定です。

3 2025(令和7)年4月に施行予定です

- 「省エネ基準への適合義務化」及び「建築確認・検査や審査省略制度の対象範囲の見直し」に係る改正は、**2025(令和7)年4月に施行予定**です。
- 今後の法改正に係る法令(政令、省令、告示)に関する情報、マニュアル・ガイドライン、説明会、講習会の開催情報、説明資料・動画など、改正に関する最新情報については、国土交通省のホームページでご確認いただけます。

発行：国土交通省 住宅局 建築指導課 参事官(建築企画担当)付(総則班) TEL:03-5253-8111

令和7年4月1日(火)から

各種証明書等の手数料が変わります

カンタン

インターネットで登記情報を確認できる
登記情報提供サービスの
手数料はそのままだ!

登記情報提供サービス HP
<https://www1.touki.or.jp/>

安い



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

不動産及び商業・法人登記の主な手数料の改定

登記事項証明書 (参考) 書面で請求	改定前	改定後
送付で受領	600円	(改定なし)
オンラインで請求	送付で受領 500円 窓口で受領 480円	520円 490円

印鑑証明書	改定前	改定後
書面で請求	450円	500円
オンラインで請求	送付で受領 410円 窓口で受領 390円	450円 420円

登記事項要約書 登記簿等の閲覧	改定前	改定後
書面で請求	450円	500円
オンラインで請求	送付で受領 450円 窓口で受領 430円	470円 440円

登記事項証明書等の請求には
オンラインでの手続きが安く便利です

商業登記電子証明書の発行手数料の改定

証明期間	1か月	3か月	6か月	9か月	12か月	15か月	18か月	21か月	24か月	27か月
改定前	500円	1,300円	2,300円	3,300円	4,300円	5,300円	6,300円	7,300円	8,300円	9,300円
改定後	500円	1,100円	2,000円	2,900円	3,800円	4,700円	5,600円	6,500円	7,400円	8,300円



市区町村長から氏名のフリガナの通知が送られてくるよ!
フリガナが正しい場合は届出をしなくても大丈夫!

法務省からのお知らせ 令和7年5月26日から戸籍にフリガナが記載されます。

詳しくはこちら



戸籍制度マスコットキャラクター
「コセキツネ」

法務省民事局

MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

(法務省 HP)



◇主な手数料一覧【令和7年4月1日~】◇

区分	手数料額	枚数等加算
不動産及び商業・法人登記	登記事項証明書 (謄抄本)	
	書面請求 1通 600円	
	オンライン請求・送付 1通 520円	50枚超 50枚までごとに100円
	オンライン請求・窓口交付 1通 490円	
	登記事項要約書の交付・登記簿等の閲覧 1通 500円	50枚超 50枚までごとに50円
	証明 (地図・印鑑証明を除く) 1件 500円	-
	地図等証明書 (※1) 500円	
	土地所在図等証明書 (※1) 470円	-
	オンライン請求・窓口交付 (※1) 440円	
	印鑑証明書 書面請求 1件 500円	
動産譲渡登記	オンライン請求・送付 1件 450円	
	オンライン請求・窓口交付 1件 420円	
	筆界特定 筆界特定書の写し 1通 550円	50枚超 50枚までごとに100円
	図面の写し 1図面 450円	-
	手続記録の閲覧 1件 400円	-
	登記簿別情報に関する証明 書面請求 1件 300円	-
	オンライン請求・交付 (※2) 1件 300円	
	登記事項証明書 (※3) 書面請求 1通 800円	
	オンライン請求・送付 1通 750円	-
	オンライン請求・交付 (※4) 1通 700円	
債権譲渡登記	登記事項証明書 (※3) 書面請求 1通 500円	
	オンライン請求・送付 1通 500円	-
	オンライン請求・交付 (※4) 1通 450円	
	登記事項要約証明書 書面請求 1通 300円	
	オンライン請求・送付 1通 300円	-
	オンライン請求・交付 (※4) 1通 250円	
	概要記録事項証明書 書面請求 1通 300円	
	オンライン請求・送付 1通 270円	50枚超 50枚までごとに100円
	オンライン請求・窓口交付 1通 250円	
後見登記	登記事項証明書 書面請求 1通 550円	50枚超 50枚までごとに100円
	オンライン請求・送付 1通 380円	
	オンライン請求・交付 (※2) 1通 320円	-
	登記されていないことの証明書 書面請求 1通 300円	
	オンライン請求・送付 1通 300円	-
	オンライン請求・交付 (※2) 1通 240円	
登記情報提供サービス (※5)	全部事項 (登記記録の全部の情報の提供) 1件 331円	-
	所有権事項 (不動産の所有権の登記名義人のみの情報の提供) 1件 141円	-
	地租、土地所在図等の情報の提供 1件 361円	-
	登記事項概要ファイルに記録されている情報 (動産・債権) 1件 141円	-
商業登記電子証明書	証明期間 1か月 3か月 6か月 9か月 12か月 15か月 18か月 21か月 24か月 27か月	
	手数料額 500円 1,100円 2,000円 2,900円 3,800円 4,700円 5,600円 6,500円 7,400円 8,300円	

- ※1. 手数料納付の単位については、地図等の証明書は「1筆の土地又は1筆の建物」、土地所在図等の証明書は「1事件」となります。
- ※2. オンラインにより交付を請求した証明書を電磁的記録としてオンラインで交付を受ける場合があります。
- ※3. 1部の事項又は事項ごとに証明したものです。複数の事項又は事項を一括して証明した証明書については、動産又は債権の個数に応じて手数料が加算されます。詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。
- ※4. オンラインにより交付を請求した証明書を窓口で交付する場合及び電磁的記録としてオンラインで交付を受ける場合があります。
- ※5. 手数料には、指定入力手数料 (11円) を含みます。詳しくは、登記情報提供サービスホームページ <https://www1.touki.or.jp/> をご覧ください。

会員統計情報（令和7年3月31日現在）

令和7年3月31日時点の正会員数1,348名

①代表者の男女比

男性代表者 1,213名（90%）

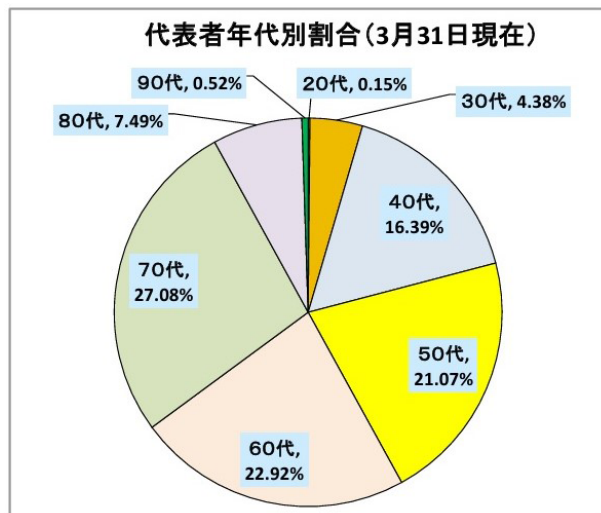
女性代表者 135名（10%）

②代表者の年代別人数

最年少は平成10年10月生まれの26歳、
最高齢は昭和2年4月生まれの97歳です。

年代	20代	30代	40代	50代
人数	2名	59名	221名	284名
割合	0.15%	4.38%	16.39%	21.07%

年代	60代	70代	80代	90代
人数	309名	365名	101名	7名
割合	22.92%	27.08%	7.49%	0.52%



協会ホームページ ニュース&トピックス情報

最近、協会ホームページのニュース&トピックスに掲載された情報は次のとおりです。詳細はホームページをご覧ください。



・会員向け

- 【媒介契約を締結したら流通機構へ登録を】
- 【「不動産実務セミナー2025」講義動画を配信しました】
- 【《ご注意》「ハトサポ」ID・パスワードは1店舗＝1IDでご利用ください】
- 【宅地建物取引業法施行細則の一部改正及びこれに伴う従事者異動届の様式変更について（通知）】
- 【従業者異動届のお願い】
- 【【重要】【鹿児島県】宅建業法施行規則の一部改正に伴う免許申請及び変更届出様式の変更並びに申請等の受付について】
- 【【令和7年4月1日～】宅地建物取引業の免許申請について】
- 【※注意【令和7年3月31日まで】免許申請書など県様式のダウンロードについて】
- 【【全宅連・会員限定】地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行に伴う重説書式改訂について】
- 【【国土交通省】2025年2月付F A T F 声明を踏まえた犯収法の適正な履行等について】
- 【【国土交通省】タリバーン関係者等と連携すると疑われる取引の届出等について】
- 【【行政】【依頼】外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置の実施について】
- 【【全宅連】「ハトサポオンラインセミナー」講義動画を配信しました】
- 【南日本新聞 購読者ご紹介制度】
- 【【九州公取】会員向け動画視聴ページ開設のご案内】

・一般向け

- 【【重要】【鹿児島県】宅建業法施行規則の一部改正に伴う免許申請及び変更届出様式の変更並びに申請等の受付について】
- 【【令和7年4月1日～】宅地建物取引業の免許申請について】
- 【【全宅連・会員限定】地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行に伴う重説書式改訂について】
- 【【全宅連・全宅保証】第5回理事会を開催】
- 【【全宅連】令和7年度地価公示に関する坂本会長のコメント】
- 【【国土交通省】改正建築物省エネ法・建築基準法の施行に係るご案内】
- 【【国土交通省】災害関連の印紙税の非課税措置について】
- 【【国土交通省】令和7年国勢調査に係る協力依頼について】
- 【【全宅連】全宅連メールマガジン（3月15日号）を配信】
- 【【全宅連・全宅保証】日本経済新聞に「消費者セミナー2025」の広告が掲載されました！】
- 【【国土交通省】賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供について】
- 【【全宅連・全宅保証】『消費者セミナー2025』セミナー動画を配信開始！（宅建協会×テレ東BIZ）】
- 【【国土交通省】特殊詐欺、不正薬物の密輸等に悪用される空き家（空き部屋）等の対策に関する広報啓発について】

合同ブロック会・研修会

2月25日（火）宅建協会6階研修ホールにおいて、合同ブロック会・研修会が開催され、115会員121名が参加されました。参加できなかった会員向けに研修会動画が配信されました。

ブロック会

- ①令和6年度会務報告について
- ②入会者・転入者・転出者・退会者

研修会

「2025年建築基準法改正における4号特例縮小及び
宅建取引業務との関連について」

講師：つどいの設計室 設計士 八汐 勇志 氏



八汐氏



支部担当理事会

- 日 時：1月15日（水）13時30分～
- 場 所：宅建協会4階会議室
- 出席者：溝口支部長、竹原副支部長
日高副支部長、中馬会長
大津副会長、木浦専務、西倉常務
下村理事、大内ブロック長
見里ブロック長、中鶴ブロック長
中島ブロック長、倉内ブロック長
- 内 容：①報告事項
②令和7年度事業計画について
③支部運営、ブロック活動について



- 日 時：2月4日（火）13時30分～
- 場 所：宅建協会4階小会議室
- 出席者：溝口支部長、竹原副支部長
日高副支部長
- 内 容：①報告事項
②合同ブロック会・研修会について
③その他

- 日 時：3月4日（火）13時30分～
- 場 所：宅建協会4階会議室
- 出席者：溝口支部長、竹原副支部長
日高副支部長
- 内 容：①報告事項
②合同ブロック会・研修会反省について
③令和7年度支部事業について
④その他

Zoom 研修研修会

1月27日（月）宅建協会6階研修ホールにおいて、Zoom研修会が開催され、会場及びZoomで73会員が参加されました。

研修会

「2025年度の補助金活用と経営戦略

宅建業における補助金の活用イメージと経営戦略構築」

講師：中小企業診断士 長友 翔 氏



長友氏

熊毛地区研修会及び意見交換会

2月6日（木）鹿児島県屋久島環境文化村センターにおいて、熊毛地区研修会及び意見交換会が開催されました。

- 出席者：川崎支部長、内野副支部長、永田副支部長、熊毛地区会員4名
- 内 容：①相談事例に基づく意見交換会
②不動産仲介業務の意義から考える取引上の注意点、ほか業界の最新情報
③意見交換

支部担当理事会

- 日 時：1月9日（木）13時30分～
- 場 所：宅建協会4階IT推進室
- 出席者：川崎支部長、内野副支部長
永田副支部長
- 内 容：①12月入会、退会、変更
②各部会報告
③支部予算について
④Zoom研修について
⑤その他



- 日 時：2月12日（水）13時30分～
- 場 所：宅建協会4階小会議室
- 出席者：川崎支部長、内野副支部長
永田副支部長
- 内 容：①1月入会、退会、変更
②各部会報告
③熊毛地区研修会及び意見交換会を終えて
④その他

- 日 時：3月4日（水）13時30分～
- 場 所：宅建協会4階小会議室
- 出席者：川崎支部長、内野副支部長
永田副支部長
- 内 容：①2月入会、退会、変更
②各部会報告
③令和6年度支部活動を振り返って
④その他

北 薩

会員数109（正会員98 準会員11）電話099-253-2451

出水地区障がい者自立支援協議会に出席

- 日 時：2月12日（水）13時30分～
- 場 所：出水市福祉作業所めーぷるハウス
- 出席者：西野支部長
- 内 容：①自立支援協議会の概要について
 ②出水地区の障がい者福祉の状況について
 ③障がい者就労施設等からの物品等の調達実績報告
 ④障がい者差別解消について
 ⑦議事
 - ・出水地区の地域課題
 - ・療育・福祉ネットワーク会議活動報告
 - ・基幹相談支援センター活動報告
 - ・地域生活支援拠点等について
 - ・就労選択支援事業指定申請における案内
 ⑧その他

南 薩

会員数96（正会員95 準会員1）電話099-259-2666

支部担当理事会

- 日 時：1月8日（水）10時～
- 場 所：宅建協会4階会議室
- 出席者：有木支部長、馬場副支部長、上園副支部長、國料ブロック長、柿田ブロック長、
 射手園ブロック長、揚村ブロック長、東ブロック長、立山副ブロック長、
 有川副ブロック長、田原副ブロック長
- 内 容：①空き家対策について
 ②令和7年度支部予算について
 ③今後の支部活動について
 ④その他

空き家対策について、事務局長より現状等を説明してもらいました。

毎年2月の第1土曜日・日曜日に開催される「川辺二日市」で無料相談会を開催してきましたが、寒さの厳しい中での無料相談会で、過去に体調を崩された会員もいましたので、今後の参加を差し控えることにしました。

また、令和7年度は、支部全体会の他、支部会員の業務に役立つテーマでブロック研修会を開催します。

始良伊佐

霧島市空き家無料相談会に相談員を派遣

- 日 時：3月8日（土）10時～
- 場 所：国分シビックセンター
- 出席者：山元副支部長、岩重ブロック長
- 内 容：3件の相談を対応しました。



第1回始良市立地適正化計画策定協議会に出席

- 日 時：3月13日（木）13時～
- 場 所：始良市役所
- 出席者：安庭支部長
- 内 容：①委嘱状交付
②立地適正化計画について
③始良市の現状、課題
④防災リスク分析の方向性

令和6年度第3回始良市空家等対策協議会に出席

- 日 時：3月13日（木）15時～
- 場 所：始良市役所
- 出席者：安庭支部長
- 内 容：報告事項
①第3次始良市空家等対策計画（素案）のパブリックコメント実施結果について
②管理不全空家等及び特定空家等認定マニュアルについて
協議事項
①第3次始良市空家等対策計画（案）について
②令和7年度事業計画（案）について

支部担当理事会

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 日 時：2月17日（月）13時30分～ ● 場 所：国分シビックセンター国分公民館 ● 出席者：安庭支部長、大久保副支部長
山元副支部長 ● 内 容：①報告事項
②令和7年度事業計画予算案について
③4月始良市春の交通安全運動キャンペーン参加について
④IT研修会について
⑤令和7年7月開催予定の霧島市行政懇談会について
⑥その他 | <ul style="list-style-type: none"> ● 日 時：3月17日（月）13時30分～ ● 場 所：国分シビックセンター国分公民館 ● 出席者：安庭支部長、大久保副支部長
山元副支部長 ● 内 容：①報告事項
②始良警察署交通安全運動キャンペーン参加について
③IT研修会について
④霧島市行政懇談会について
⑤霧島ふるさと祭2025について
⑥その他 |
|---|---|

第2回合同ブロック会・研修会

- 日 時：2月17日（月）13時30分～
- 場 所：リナシティかのや
- 出席者：60名
- 内 容：①建築確認等改正について
講師 鹿児島県大隅地域振興局土木建築課係長 柳田 哲哉 氏
- ②私の体験談（不動産の取引に関して）
講師 しんよう不動産 窪田 正和 氏
- ③その他



支部担当理事会（ブロック長・専門部員含む）

- 日 時：2月4日（火）15時～
- 場 所：リナシティかのや
- 出席者：牧野支部長、久保蘭副支部長、有留副支部長、赤池監事、笹井ブロック長
林田ブロック長、窪田ブロック長
西尾ブロック長、田實ブロック長
吉水総務企画部員、久保財務部員
山中不動産流通部員、林広報部員
- 内 容：①報告事項
②令和7年度事業計画及び予算案について
③支部ブロック会（支部研修会）について
④その他



鹿屋警察署管内企業等防衛連絡協議会に出席

- 日 時：2月7日（金）18時～
- 場 所：ホテルさつき苑
- 出席者：久保蘭副支部長
- 内 容：①DVD放映
②講演『最近の民暴事案について』
講師 鹿児島県綜合法律事務所 弁護士 松下 良成 氏

鹿屋市 空き家無料相談会に相談員を派遣

- 日 時：2月23日（日）10時～
- 場 所：鹿屋市役所
- 出席者：久保蘭副支部長、有留副支部長
- 内 容：①セミナー『空き家の現状と空き家問題』
弁護士が解説されました。
- ②専門士等による相談会
売却・賃貸に関する相談8件を
対応しました。



支部活動報告

空き家セミナー・個別相談会・ワークショップ

- 日 時：1月12日（日）
- 場 所：奄美市役所
- 出席者：師玉支部長、森副支部長
豊ブロック長
- 内 容：
セミナー参加後、個別相談会の相談員として
相談者に対応しました。



空き家バンク登録準備

- ① ● 日 時：2月13日（木）
- 場 所：小宿現場（1件）
- 出席者：師玉支部長、奄美市役所職員
- ② ● 日 時：3月24日（月）
- 場 所：笠利現場（1件）
- 出席者：師玉支部長、奄美市役所職員

「住まいの問題を解決する家守（やもり）プロジェクト」実績報告会

- 日 時：2月27日（木）
- 場 所：大島支庁
- 出席者：師玉支部長、
各市町村職員他リモート参加

空き家バンク・空き家対策協議会について

- 日 時：3月26日（水）
- 場 所：支部事務所
- 出席者：師玉支部長、
奄美市プロジェクト推進課課長

主な会務報告（一～三月）

期 日	会 務 名	場 所	出 席 者
1. 6	新年賀詞交歓会	宅建協会 6 階研修ホール	中馬会長他
1.16	常務理事会	宅建協会 4 階会議室	〃
〃	三役・部長・委員長・支部長合同会議	宅建協会 6 階研修ホール	〃
1.23	宅地建物取引士証交付講習会	〃	受講者
1.29	広報部会	宅建協会 4 階会議室	丸峯部長他
1.30	財務部会	〃	牧野部長他
2. 3	常務理事会	〃	中馬会長他
2. 6	財務部帳簿確認	〃	見里部員他
〃	司法書士会・土地家屋調査士会との意見交換会	〃	中馬会長他
2.13	常務理事会	〃	〃
〃	理事会・幹事会	宅建協会 6 階研修ホール	〃
2.18	不動産相談委員研修会	〃	川窪委員長他
2.19	総務企画部会	宅建協会 4 階会議室	久保蘭部長他
〃	開業支援セミナー	宅建協会 6 階研修ホール	受講者
2.20	不動産流通部会	〃	西野部長他
〃	会員サポート研修会	〃	会員
2.21	広報部会	宅建協会 4 階会議室	丸峯部長他
〃	研修部会	宅建協会 6 階研修ホール	西倉部長他
2.26	宅地建物取引士証交付講習会	〃	受講者
2.27	内閣府主催 重要土地等調査法説明会	〃	会員
3.13	常務理事会	宅建協会 4 階会議室	中馬会長他
3.25	不動産流通部会	宅建協会 6 階研修ホール	西野部長他
〃	総務企画部会	宅建協会 4 階会議室	久保蘭部長他
3.26	広報部会	〃	丸峯部長他
3.27	宅建協会主催研修会	川商ホール	会員

新入会員

令和7年1月1日～令和7年3月31日

免許番号	種別	支部	商号	代表者	専任取引士	事務所所在地	電話番号
3284	大臣	鹿児島北	一建設(株) 鹿児島営業所	堀口 忠美	内田 茂	鹿児島市東千石町 1-13	099-208-2265
6651	県知事	//	(株)クレイン	永田 勇公	永田 勇公	鹿児島市平之町 6-11-301	099-201-3909
6639	//	鹿児島南	(株)かみむら	中原 哲史	永田 秋浩	鹿児島市荒田 2-62-16	099-814-2552
6650	//	//	ユートピアエステート(株)	今田 正仁	今田 正仁	西之表市西之表 15194-1	080-6142-1301
9190	大臣	北薩	ユーミーコーポレーション(株) 川内店	弓場 昭大	前田 重隆	薩摩川内市平佐町 2050-1	050-3144-0856
6636	県知事	//	(株)田頭建設	田頭 謙一	盛永 俊樹	出水市昭和町 49-21	0996-62-0643
6641	//	始良伊佐	(株)BUILD	阿部 竹光	坂本 隆夫	霧島市国分中央 1-25-5 センタービル 1 階	0995-56-0193
6642	//	//	(株)KURA企画	倉橋 孝弘	寺原 善成	霧島市国分中央 1-25-37	0995-47-1582
6649	//	//	おふいすK	地藏原知哉	徳田 房子	霧島市隼人町内山田 2314-3	0995-42-3933

(9名)

退会(資格喪失)会員

令和7年1月1日～令和7年3月31日

支部	商号	代表者	理由	支部	商号	代表者	理由
鹿児島北	RACホームステッド	新川 憲司	業の廃止	鹿児島南	丸正商事	外園 正岳	業の廃止
//	(有)NUMBERONE	瀬戸 俊一	//	//	(株)中原総合鑑定所	中原 克弘	//
//	ファイブ・スターズ・ エステート(株)	大渡洋一郎	期間満了	//	(有)宮里工務店	宮里 秋雄	//
//	ナガタ住建	永田美智代	業の廃止	//	(株)新輝開発工業	濱上 京子	//
//	(株)グッドホームかごしま	新留 巧三	//	北薩	新生不動産	影山 健	//
//	とりはら不動産	鳥原 俊郎	//	始良伊佐	(資)アイハウス	松元 好和	//
//	船津不動産	松田 猛	期間満了	//	朝日酢食品(株)	今村 安隆	//
//	(有)前村興産 城山店	前村 悦子	支店廃止	//	中村不動産事務所	中村 光正	//
//	なごみ不動産販売	平原 勉	業の廃止	//	K E Gホーム(株)	有江 幸彦	//
鹿児島南	光洋不動産	榊 富士江	//	大隅	フタバ不動産	大山 将永	//
//	日本住宅管理センター	川畑 美咲	//	奄美	松山不動産	松山 廣志	//

(22名)

哀悼のことば

青山 康五郎 殿(芙蓉ハウジング(株) 鹿児島北支部)
山下 信 幸 殿(幸建設(株) 鹿児島北支部)
濱上 保之 殿(株)新輝開発工業 鹿児島南支部)
上野 百合子 殿(有)上野屋不動産 鹿児島北支部)

心より謹んで
御冥福とお祈り申し上げます。



表紙写真：桜の中の桜島 (鹿児島市)

鹿児島市の吉野方面から望む桜島です。

今年は平年より2日、昨年より5日早い3月24日に
桜の開花宣言が出されました。開花宣言から初の日曜
日となる3月30日、花見を楽しむ光景が県内各地で見
られました。

(写真協力：公益社団法人 鹿児島県観光連盟)

宅地建物取引士証

交付講習のご案内



薩摩川内市

会場 SS プラザせんだい
開催日 令和7年 4月23日
10月24日

鹿児島市

会場 宅建協会
開催日 令和7年
4月21日
6月26日
8月22日
9月25日
11月14日
12月11日
令和8年
2月24日

奄美市

会場 アマホーム PLAZA
開催日 令和8年1月21日

霧島市

会場 霧島商工会議所
開催日 令和7年 5月16日
11月21日

鹿屋市

会場 鹿屋商工会議所
開催日 令和7年 5月8日
11月7日

受講対象者

①宅地建物取引士証の更新交付

宅地建物取引士証の交付を受け、その有効期限の更新申請を行う方（宅地建物取引証の有効期間満了 6 ヶ月以内の受講）

②宅地建物取引士証の新規交付（宅地建物取引士資格登録者）

ア 宅地建物取引士証が失効して新たに交付申請を行う方
イ 宅地建物取引士資格試験に合格して 1 年以上経過後交付申請を行う方



Web講習

受講開始後 28 日以内に修了し新宅地建物取引士証引換票を本協会へ提出後、郵送（簡易書留）で送付いたします。

受講と交付

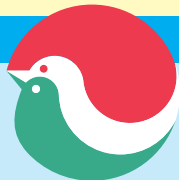


座学(会場)講習

座学（会場）講習を受講された方は、講習終了後、講習会場で交付いたします。



この講習は鹿児島県知事が指定する法定講習です。



【お問い合わせ・法定講習申込に関する資料請求先】

公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会

〒890-0052 鹿児島市上之園町24番地4 TEL099-252-7111



不動産業界会員数 No.1

令和7年3月末日現在 会員数1,461
（正会員1,348 準会員113）

赤色は、太陽。

緑色は、大地。



白色は、取引の公正。

2羽のハトは、会員とお客様。

発行日 令和7年4月15日
発行所 (公社) 鹿児島県宅地建物取引業協会
(公社) 全国宅地建物取引業保証協会 鹿児島本部
発行人 会長 中馬 敏夫
編集人 広報部長 丸 峯 正 史

〒890-0052 鹿児島市上之園町 24-4
TEL 099-252-7111 FAX 099-257-1452

URL <https://www.k-takken.com>
E-mail info@k-takken.com



鹿児島 宅建

検索